

個人情報保護条例の分析

西郡 裕子^{†1} 湯淺 壘道^{†1}

概要: 我が国の個人情報保護法制は、個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に加え、個人情報保護条例を各地方公共団体が制定するため、それぞれで異なる内容の条例が存在しており、「個人情報保護法制 2000 年問題」が指摘されている。しかし、地方公共団体全ての条例を収集した上での研究は現時点では見当たらない。

今回、全国の都道府県及び市区町村の個人情報保護条例を収集し、データベース作成を試みた。それに基づき個人情報の定義や要配慮情報について地域による相違があるか調査した結果を報告する。

キーワード: 個人情報保護, 条例, 地方公共団体, 個人情報保護法

Analysis of the personal information protection ordinances

Hiroko Nishigori^{†1} Harumichi Yuasa^{†1}

Abstract: Japan's personal information protection legislation consists of Act on the Protection of Personal Information, Act on the Protection of Personal Information Held by Administrative Organs, and Act on the Protection of Personal Information Held by Incorporated Administrative Agencies, etc. and every Local governments to enact an ordinances the protection of personal information. The regulations of each different content are present. "personal information protection legislation 2000 problem" has been pointed out. However, research on that collected the local governments all of the ordinance is not found at the moment.

We collect personal information protection provisions of the prefectures and municipalities in Japan in order to create a database. In this paper, we report the results of the investigation the differences by region for procedures such as in the case of defined of personal information or sensitive information.

Keywords: Personal information protection, Ordinance, Local governments, Personal information protection law

1. はじめに

わが国の個人情報保護体制は、大別して、個人情報保護法制の根幹を成す基本法部分と民間部門を規律する部分から成り立つ個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号, 以下「個人情報保護法」という.), 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 58 号, 以下「行政機関個人情報保護法」という.), 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 59 号, 以下「独法等個人情報保護法」という.), 並びに各地方公共団体がそれぞれ定める個人情報保護に関する条例(それぞれ名称は異なるが, 本稿では「個人情報保護条例」という.)により構成されている。

上記の 3 法は平成 15 (2002) 年に制定された(行政機関個人情報保護法は, 行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律(昭和 63 年法律第 95 号, 以下「行政機関電算処理個人情報保護法」という.)の全部改正という形で成立, 施行された.)が, 情報通信技術の飛躍的な進展に伴い, パーソナルデータの利活用に関する法制改正が検討され, 平成 27 (2015) 年 9 月, 民間事業者が保有するパーソナルデータの利活用の促進を主たる目的

とする個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 65 号, 以下「個人情報保護法等改正法」という.)が成立, 公布され, 大幅に改正された(全面施行は公布の日から 2 年以内とされている。全面施行後の個人情報保護法を以下「改正個人情報保護法」という.)。改正に伴い, 平成 28 年 1 月 1 日より, 個人情報保護法の所管が消費者庁から個人情報保護委員会に移り, 改正個人情報保護法の全面施行時には, 現在各主務大臣が保有している個人情報保護法に関する勸告・命令等の権限が個人情報保護委員会に一元化された。さらに, 行政機関個人情報保護法等に個人情報の利活用の仕組みを導入することを目的とする, 行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律(平成 28 年法律第 51 号, 以下「行政機関個人情報保護法等改正法」という.)が平成 28 (2016) 年 5 月 20 日に成立し, 個人情報保護法等改正法の改正内容と足並みをそろえ, 個人情報の定義の明確化や要配慮個人情報(人種, 信条, 病歴等)に関する規定, 匿名加工情報(非識別加工情報)の既定の新設がされた。この法案の国会審議においては, 法案成立後に地方公共団体がどのような対応を求められることになるのかが問われ,

^{†1} 情報セキュリティ大学院大学
Institute of Information Security

「個人情報保護法制 2000 個問題」の存在が指摘された。

図 1 に個人情報保護委員会の Web サイトにある個人情報保護に関する法律・ガイドラインの体系イメージ図を示す。

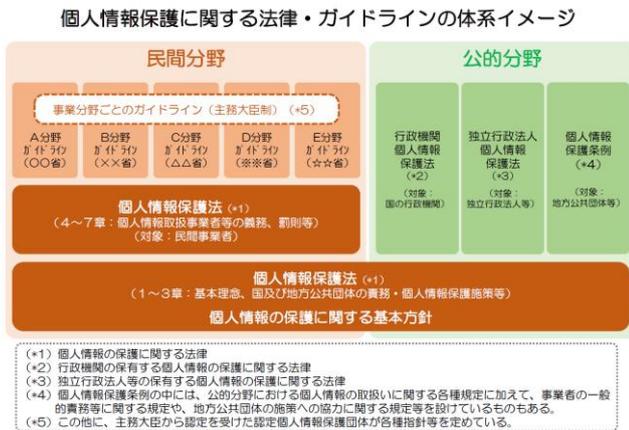


図 1 個人情報保護に関する法律・ガイドラインの体系イメージ
（個人情報保護委員会 Web サイトより）

個人情報保護法 5 条で、個人情報の保護にあたり、その地方公共団体の地域の特性に応じ、個人情報の適正な取り扱いを確保するために必要な施策を作成し実施する責務を有することを定めており、同法 11 条ではその保有する個人情報の保護について、適正な取り扱いが確保されるよう必要な措置を講ずる努力義務を課している。よって、地方公共団体は個人情報を定める義務があり、その定める条例が当該団体に適用されると解されている。地方公共団体は、都道府県及び市町村からなる普通地方公共団体と、特別区、地方公共団体の組合及び財産区等からなる特別地方公共団体から構成される（地方自治法 1 条）。地方公共団体の組合は一部事務組合と広域連合から構成される（地方自治法 284 条）。

特別区を除く特別地方公共団体における個人情報保護条例の制定状況は統計がないため把握は難しいが、普通地方公共団体 1765、特別区 23 に加え、一部事務組合などの特別地方公共団体それぞれが制定する約 2000 個の個人情報保護条例が存在しており、個人情報の定義等の内容は一様でない。

本稿では、「個人情報保護法制 2000 個問題」と先行研究を概観した上で、調査に必要なデータベースの作成意義を述べ、個人情報の定義と要配慮情報の制限に関する調査結果について報告する。

2. 「個人情報保護法制 2000 個問題」

一部の地方公共団体における個人情報保護の取組みは、国に先行しており、例えば福岡県の春日市では昭和 59（1984）年に個人情報保護条例を制定している。昭和 60（1985）年には政令指定都市として初めて川崎市が個人情

報保護条例を制定し、都道府県の中では平成 2（1990）年に神奈川県が初めて制定している。今回の改正で導入された要配慮情報に関する規定も、多くの自治体では既に規定がある。一方、国においては、前述の通り、電子計算機処理を対象にした行政機関電算処理個人情報保護法が昭和 63（1988）年に制定され、マニュアル処理情報を対象とする行政機関個人情報保護法は平成 15（2003）年に制定されている。総務省によれば、平成 17（2005）年末まで全ての都道府県・市区町村（当時の総数 1,890 団体）が個人情報保護条例の制定を完了したとされる。自治体の条例は平成 16（2004）年では電子計算機処理のみをした規定が 25.6%であったが、平成 17（2005）年には、マニュアル処理情報も対象とする規定は 95.8%に増加している[1]。このように、地方自治体の条例の制定時期はばらばらであり、規定される内容も各自治体により異なる。

板倉と寺田は、平成 27 年個人情報保護法改正、平成 28 年行政機関個人情報保護法等改正を踏まえた地方公共団体の責務について考察し、改正個人情報保護法については、「個人情報保護の水準」を引き上げる規律である要配慮個人情報と域外適用についての規律を導入すべき義務があるとの考え方と、改正行政機関個人情報保護法において導入されていない域外適用についての規律については公的部門の「個人情報保護の水準」としては求められていないと解釈し、地方公共団体に対する責務を構成しないという考え方がいずれも成り立つとし、他方で、改正行政機関個人情報保護法の附則及び附帯決議において 2000 個問題の積極的解決が望まれていることから、まずは 2000 個問題の解決を優先させる方向になるのではないかとしている[2]。

湯淺は、「個人情報保護法制 2000 個問題」は、次のような 2 つの側面を有しているとしている[3]。

1 つは、前述の通り、およそ 2000 個の異なる個人情報保護法制が存在している点である。この問題点を早い時期から指摘してきたのは鈴木であり、全国の都道府県及び市町村の数を合計すると 1800 弱になることから、「1800 問題」と名付けて、越境データの流通に対する適切な規制における支障になっていると批判し[4][5]、総務省第 4 回パーソナルデータの利用・流通に関する研究会において、「個人情報保護法制 2000 個問題」を取り上げ、個人情報を取り扱う主体として、厚生労働省から鈴木医院まで挙げ、適用法や監督官庁が異なっていることを指摘した。また、行政機関個人情報保護法等改正法案を審議する第 190 回国会衆議院総務委員会の参考人質疑において、鈴木は自治体のルールの不統一を問題として取り上げ、個々の自治体が解釈基準を持っていることによる解釈基準の違いにより、「対象情報の個人情報の定義が、我が国の個人情報保護法制として個人情報の定義がそろっているのかというのは極めて重要」とし、「法律事項であるならば、せめて対象情報の定義をそろえる、理念をそろえるということは当然であろう。」と指摘

している[6].

もう1つは、個人情報保護条例を各地方公共団体が制定して運用することとされているもので、個人情報保護条例を制定しない自治体が存在する場合には、そこに適用すべき法令が存在しないことになり、個人情報保護法制の空白部分が出現するという点である。この点を指摘したのは新保であり、社会保障・税に関わる番号制度及び国民ID制度における個人情報保護評価の実施枠組み等を具体的に検討するため設置された情報保護評価サブワーキンググループでは、「広域連合など特別地方公共団体の一部については条例を制定していない団体もございます。つまり、個人情報保護制度の空白部分がこの部分に現在存在するわけであります。」と指摘している。

この2つの状況に関し、総務省第4回パーソナルデータの利用・流通に関する研究会における資料を参考に医療機関に即して湯淺が整理したものが表1である。

表1 個人情報の取扱主体と適用法

個人情報を取り扱う主体	適用法	監督官庁
厚生労働省	行政機関個人情報保護法	総務省
国立がん研究センター	独立行政法人個人情報保護法	総務省
岩手県立〇〇病院	岩手県個人情報保護条例	岩手県
宮城県立〇〇病院	宮城県個人情報保護条例	宮城県
陸前高田市立〇〇病院	陸前高田市個人情報保護条例	陸前高田市
大船渡市立△△病院	大船渡市立個人情報保護条例	大船渡市
医療法人済生会	個人情報保護法	厚生労働省
鈴木内科医院	個人情報保護法	厚生労働省
隠岐広域連合立隠岐病院、隠岐島前病院	隠岐広域連合個人情報保護条例	隠岐広域連合
〇〇市立××病院指定管理者：民間事業者（医療法人△△会）	〇〇市の指定管理者募集要項や条例等に規定されている場合＝〇〇市個人情報保護条例規定がない場合＝個人情報保護法	〇〇市 厚生労働省
足柄上衛生組合 立足柄上地区休日急患診療所	適用法なし	足柄上衛生組合

(出典：湯淺塾道. 個人情報保護法改正の課題—地方公共団体の個人情報保護の問題点を中心に—. 情報セキュリティ総合科学, 2014, 第6号, p.57-58.)

総務省第4回行政機関が保有するパーソナルデータに関する研究会の資料によると、監督官庁が異なる医療機関間において小児診断の画像診断でPACS（医療用画像管理システム）連携を行おうとすると、すべての監督官庁の個人情報保護委員会の審査を受けなければならない問題が指摘されている。

また、表1中の足柄上衛生組合のように、一部事務組合の中には個人情報保護条例が制定されていない例もあり、湯淺は、「深刻であるのは、医療情報を扱っていると思われる団体や、宗教（宗派）に関する個人情報を扱っている団体において条例が未制定になっていることである」とし、後者の例として、斎場の管理運営を行っている広域大和斎場組合を挙げている。これらの実体に即して、図2のように修正した法体系のイメージ図を湯淺は提案している。

さらに、指定管理者であっても指定管理者募集要項や条例などで規定されていない場合は、監督官庁が地方自治体なのか厚生労働省なのか判然とせず、適用法だけでなく監督官庁もそれぞれ異なる。

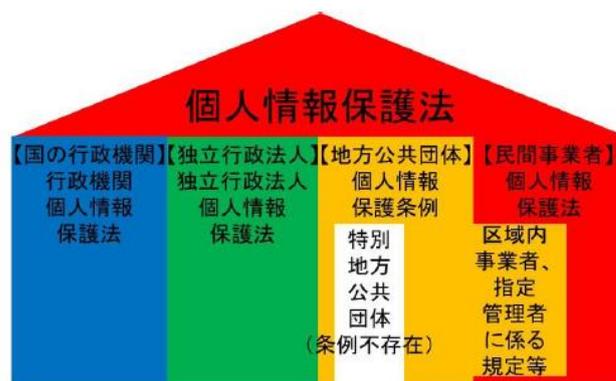


図2 湯淺作成の個人情報保護に関する法体系イメージ図の修正（出典：湯淺塾道. 個人情報保護法改正の課題—地方公共団体の個人情報保護の問題点を中心に—. 情報セキュリティ総合科学, 2014, 第6号, p.89.)

3. 先行研究について

湯淺は福岡県内の市町村における条例の制定状況を調査し、民間事業者の規制に関して条例の上乗せ・横出しの可否や行政機関電処理個人情報保護法との関係、個人情報保護基本法制に関する大綱の方針について概観し、民間事業者への規制を調査している[7]。さらに、個人情報保護条例の適用範囲の相違点について、死者の個人情報、民間業者に対する規制、適用範囲の不明確性等を調査し、現状と課題を論じている。

上原と伊藤は番号法の施行や電子自治体のさらなる推進に際して「個人情報保護法制2000個問題」が障害になりかねないことを問題とし、47都道府県と20政令都市の条例における個人情報概念の定義、個人情報収集の制限についての例外規定、第三者提供の制限等8つの項目を調査して条例の比較と類型化を行い、電子自治体推進や番号法施行のためには、個人情報そのものの概念の差異の解消が一番重要であるとしている[8]。

このように、各条例間の規定の違いの調査は、「個人情報保護法制2000個問題」の解決に向けて重要であると捉えられているが、これまでの研究では調査範囲が限定されていた。都道府県47, 市790, 町745, 村183, 特別区23(特

別区は特別地方公共団体であるが、地方自治法の規定により市とみなす。) 計 1788 の自治体全ての条例間の相違の現状を網羅的に調査した例は知られていない(2016年8月10日現在)。

4. 研究の手法と目的

4.1 条例の収集方法について

条例間の規定の相違を調査するため、まず、全国の個人情報保護条例のデータベースを作成することを本研究の第一の目的とする。全国の自治体の個人情報保護条例をすべて収集した資料は、管見の限りでは存在しない(2016年8月10日現在)。

地方公共団体の条例・規則等を集めた法令集を例規集、例規類集などと称し(本稿では例規集とする。)、多くの自治体が Web サイトで公開している。各自治体の Web サイトや例規集データベースから例規集にアクセスし、個人情報保護条例の本文を PDF データに変換して収集する。

4.2 条例収集の指標

Web サイトの例規集の更新時期は自治体により異なる。頻繁に更新している自治体もあれば、4年前の内容を掲載している自治体もあり、各自治体がいつ更新するのかは不明である。

今回の研究においては、特定個人情報に関する規定の有無と特定個人情報保護条例が新設されているかを併せて調査した。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年第27号、以下、「番号法」という。)の施行に向けて、地方公共団体の条例の整備が必要となり、番号法第31条に基づく特定個人情報の保護措置については、個人番号の通知が始まる平成27年10月までに個人情報保護条例の改正か特定個人情報保護に関する新条例の制定をしておく必要があった[9]。この整備がされているかどうかを指標とし、2016年2月～7月の期間で条例を収集するとともに例規集の更新を調査し、可能な限り整備後の条例を収集した。

4.3 データベース整備

調査期間(2016年2月～7月)において、Web上で例規集を公開していない自治体は、1市42町53村であった。Webに例規集を公開していない自治体の内、7町7村の個人情報保護条例が個人情報保護委員会のWebサイトに掲載されていた。この他、Webサイトに個人情報保護条例を掲載している場合は、それを収集した。Webから条例を入手できなかった自治体は、郵便により条例の送付を依頼し、11町7村の条例を収集した。

今回、都道府県47、市789、町722、村145、特別区23、合計1726自治体の自治体の条例を収集した。

自治体の種別における例規集 Web 公開状況と条例の収集結果を表2に示す。

表2 自治体の例規集 Web 公開状況と収集結果

	都道府県	市	町	村	特別区
web 公開 状況	100%	99.9%	94.4%	71.0%	100%
収集結果 (収集件数)	100% (47)	99.9% (789)	96.5% (722)	79.2% (145)	100% (23)

5. 条例の調査項目

5.1 条例の制定年

条例の制定年と最終改正年について調査した。

今回の調査では、電子計算機処理のみ対象とする「電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例」ではなく、マニュアル情報処理も対象とする「個人情報保護条例」の制定年を調査した。

5.2 個人情報の定義

6 類型に分類する。個人情報の定義が「生存する」個人に限定されているかいないか。いずれの条例も識別性を要件としているが、これに加えて照合性(他の情報と照合し、他人を特定できるものを含む)が明記されているかいないか。容易照合性(他の情報と照合し、他人を容易に特定できるものを含む)が明記されているかいないか。

個人情報保護法の個人情報の定義は「生存する」個人とし、容易照合性を要件としている。行政機関個人情報保護法の個人情報の定義は「生存する」個人とし、照合性を要件としている。

5.3 要配慮情報

個人情報の収集に関し、要配慮情報の原則収集禁止・収集制限がされているかいないか。されている場合は、制限されている項目内容を調査した。各条例で文言に差異があるが、今回の調査では次のように分類する。

○思想、信条及び宗教

いずれかの文言があれば原則収集禁止・収集制限ありと分類(以下、同じ)。

○人種及び民族

いずれかの文言があれば分類。

○犯罪に関する事項

犯罪歴、犯罪により害を被った事実も分類。

○心身に関する事項

個人の特質を規定する身体に関する個人情報、病歴も分類。

○社会的差別の原因となる事項

社会的差別の要因となるおそれのある事項，社会的差別の原因となる社会的身分も分類。

6. 調査結果

今回調査した結果，収集した条例の全てがマニュアル情報も対象とする個人情報保護法を制定していた。一番遅い自治体で，2015年に全面改正されていた。

6.1 個人情報の定義

図3に都道府県別の個人情報の定義(北海道から三重県)の調査結果，図4に都道府県別の個人情報の定義(滋賀県から沖縄県)の調査結果を，図5に自治体の種別による定義を示す。

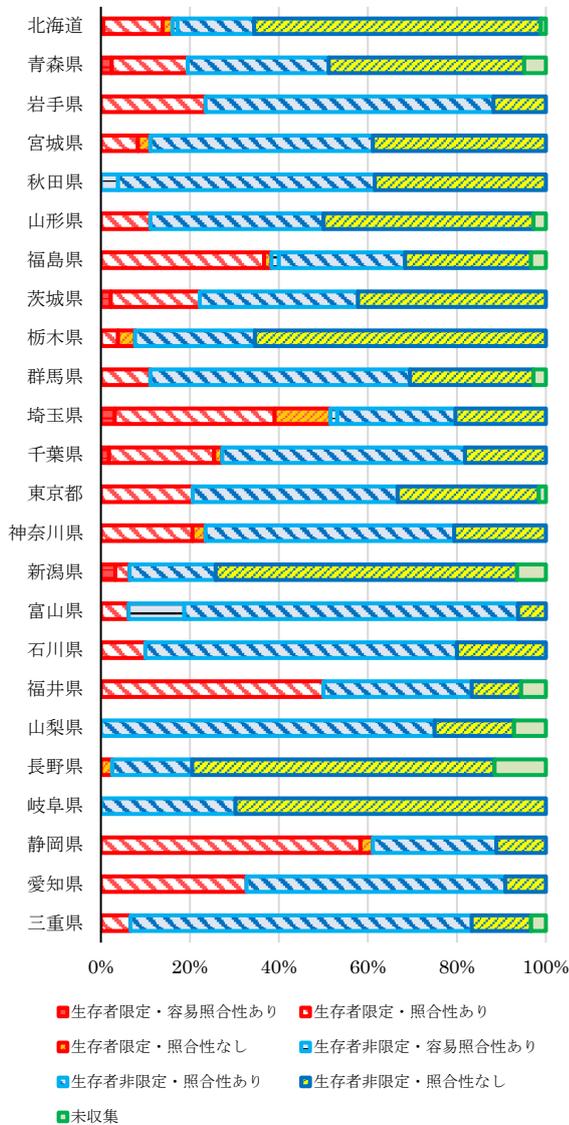


図3 都道府県別の個人情報の定義 (北海道から三重県)

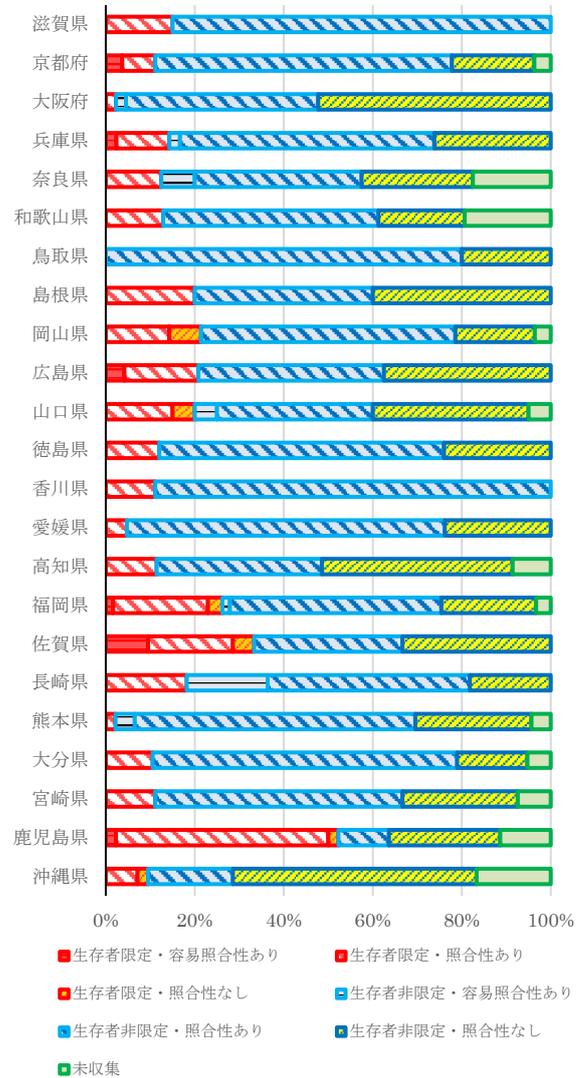


図4 都道府県別の個人情報の定義 (滋賀県から沖縄県)

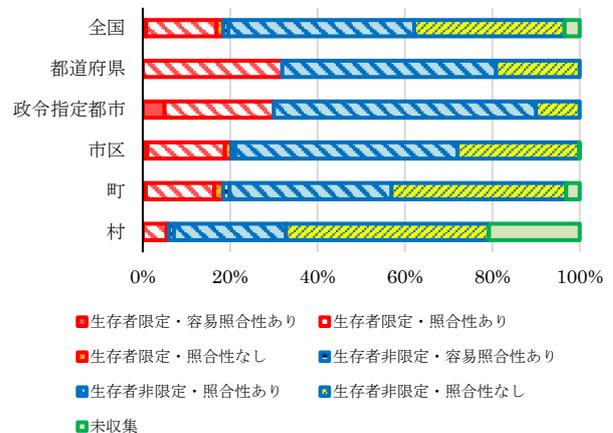


図5 自治体の種別による個人情報の定義

個人情報の保護対象を生存者に限定している個人情報保護法とは異なり、意外なことに、全国の約8割の自治体においては「生存する」という限定がなく死者の個人情報を保護の対象としている。特に、秋田県、山梨県、鳥取県では、県内のすべての自治体が死者も保護対象としている。一方、埼玉県、福井県、静岡県、鹿児島県では生存者のみを対象としている自治体が半数を超える。

全体の約6割が照合性ありの定義となっている。滋賀県と香川県の分布はよく似ており、すべての自治体が死者も対象とする照合性ありの定義で、そのうち死者の個人情報を含める定義が8割以上である。一方、北海道、栃木県、新潟県、長野県、岐阜県では死者の個人情報を含める照合性のない定義が6割以上を占める。

問題は、文言の解釈である。各自治体で解釈運用が異なると、同じ文言でも意味が違う可能性がある。Webで個人情報保護条例の解釈及び運用を公開している自治体もあるので、試みに、照合により特定の個人を識別することができる『他の情報』について比較する。

大阪市の個人情報保護条例解釈・運用の手引（平成28年5月版）[10]によると、『照合すべき情報の基準として通常容易に知り得る情報に限定せず、「他の情報」としている趣旨は、新聞や出版物など通常容易に知り得る情報と照合するだけでは、特定の個人を識別することができない場合であっても、親族、知人等関係者が知り得る情報と照合することにより特定の個人が識別される場合があることを考慮したものである』としている。

これに対し、横浜市個人情報の保護に関する条例の解釈・運用の手引（平成28年4月改訂版）[11]によると、『「他の情報」には、当該実施機関が保有する情報のほか、公知の情報や図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど通常入手し得る情報が含まれる。』としている。

三重県個人情報保護条例の解釈及び運用[12]では、照合による識別を『当該情報のみでは、本人が識別できない情報であっても、他の情報と結びつけることにより、間接的に特定の個人を識別することができる場合をいう。例えば一定の条件で検索して番号を抽出し、その結果を他の番号別氏名ファイルと照合することによって、本人を識別できる場合などが該当する。氏名不詳の情報であっても、特定の関係者には誰のことであるか容易に識別できる場合は、「特定の個人を識別することができるもの」として保護する必要がある場合もある。例えば、匿名の直筆投書等で、その内容等から特定の個人が識別することができる場合などである。「他の情報」には、公知の情報や、図書館等の公

共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれる。他方、特別の調査をすれば入手し得るかもしれないような情報については、一般的には「他の情報」に含めて考える必要はない。』と明確に規定している。

宮城県の「他の情報」の解釈[13]も三重県とほぼ同じである。これらの県では、いずれも照合性を要件としている。

栃木県の条例の定義は識別性のみで照合性の要件はないが、解釈及び運用の基準[14]をみると、『当該情報からは直接的に特定の個人を識別することはできないが、他の情報と併せることにより特定の個人を識別することができる情報をいう。照合の対象となる他の情報としては、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれる。また、仮に当該個人の近親、地域住民等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含まれる。他方、特別の調査をすれば入手し得るかもしれないような情報は含まれない。』とあり照合性を要件とする定義と同様の解釈である。

新潟県の条例も識別性のみで照合性の要件はない定義だが、やはり解釈運用基準[15]では、特定の個人を識別する情報として『他の情報と結びつけることにより、間接的に特定の個人が識別され得る情報』としている。

香川県 [16]では死者の個人情報について『実務上、すべての個人の情報について、生存する者に関する情報かどうかを確認することが困難なこと、死者に関する情報であっても適正に管理すべき要請は、生存する者に関する情報と異ならないことから、この条例の対象となる個人情報に含めている。』としている。新潟県では、『死者に関する情報については、死者に権利能力がないため、自己に関する保有個人情報の開示請求権等を行使できないが、死者の個人情報の不適正な取扱いが死者の名誉を傷つけたり、遺族等生存する個人の権利利益を侵害するおそれもあること、保有個人情報の主体がその後死者となったかどうかは必ずしも分別できないことから、この条例の対象からは除外しないものである。』としている。同様に新宿区[17]でも、個人情報の管理の実態として、生者が死者か区別していない事例が多いこと、亡くなった後でも事故の情報について生前同様に管理されることが期待されているとの考えから生者に限定していないとしている。

これに対し、静岡県[18]では『この条例は、個人情報の本人の権利利益の保護を目的とするものであり、死者に関する情報の保護によって、遺族等第三者の権利利益を保護することを意図するものではない。死者に関する情報の取扱いが、ある生存個人の権利利益を侵害するおそれがある

ときは、被侵害者に関する個人情報であるかどうかを論ずべきものとする。また、死者が権利義務の主体となり得ないことは言うまでもないところである。したがって、この条例は「生存する個人」とすることにより、死者に関する情報を対象から除外している。』としており、実務上の情報管理には触れていない。

6.2 要配慮情報

図6に要配慮情報収集制限項目（自治体の種別）、図7に都道府県別要配慮情報収集制限項目（北海道～三重県）、図8に都道府県別要配慮情報収集制限項目（滋賀県～沖縄県）の項目を示す。

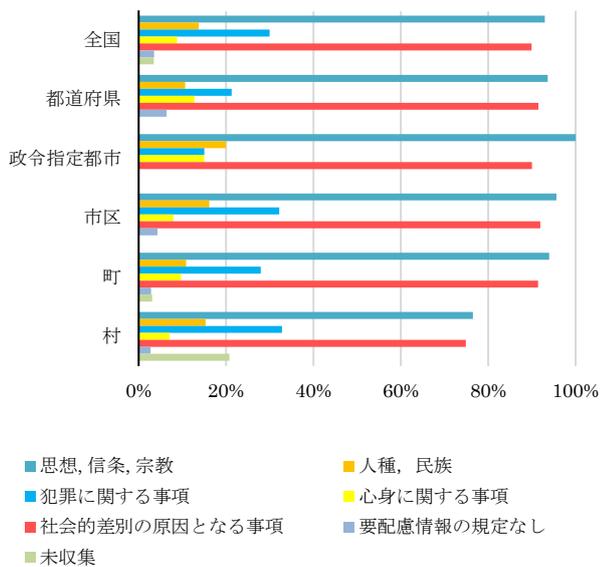


図6 要配慮情報の収集制限項目（自治体種別）

地域により、収集制限の項目に差があるが、解釈により他の項目を内容に含んでいることがあり、一概にはいえない。

7. まとめと考察

今回、全国の個人情報保護条例を収集し、データベースを作成し、個人情報の定義と要配慮情報の制限について調査したところ、条例の内容には地域性がみられた。また死者の個人情報の保護をめぐることは、条例の規定上、死者も含めるかどうかという相違のほかに、死者の個人情報を生存者の個人情報の中にも含めるかという点において多様な解釈が存在していることがわかった。

個人情報保護法等の大幅な改正により、個人情報保護法制は変化している。個人情報の利活用の特性はデータの越境が容易なところにある。データの利活用を考えると、文言の相違もさることながら、その解釈の差異の解消も重要といえよう。

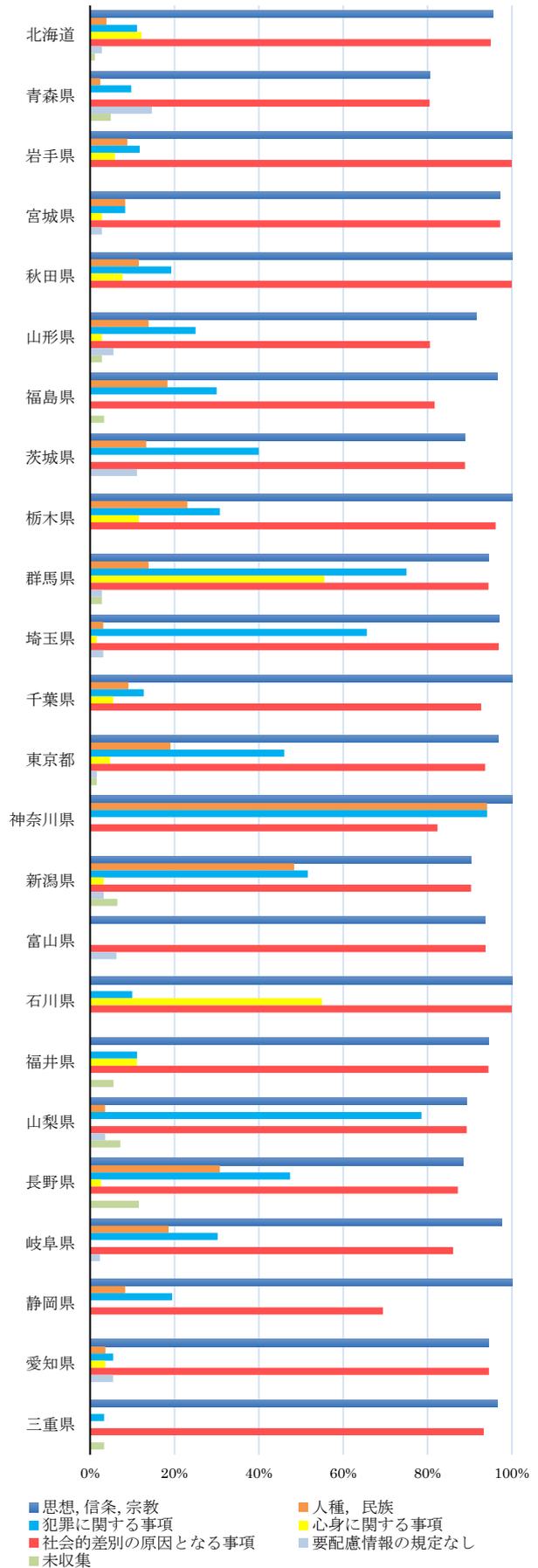


図7 都道府県別要配慮情報収集制限項目（北海道～三重県）

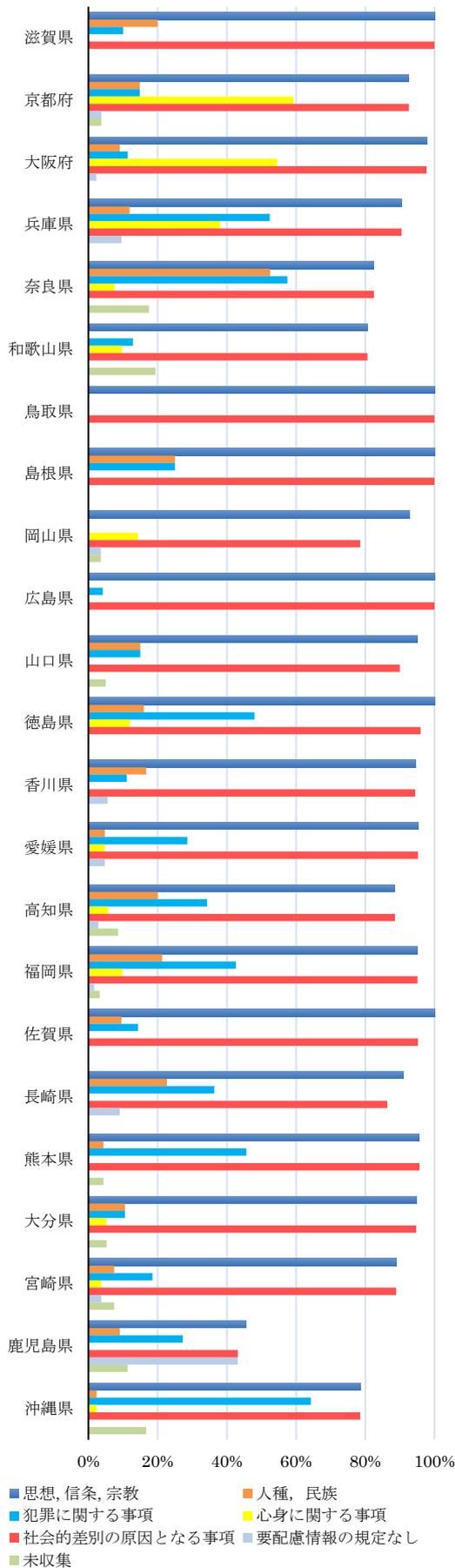


図8 都道府県別要配慮情報の収集制限項目（滋賀県～沖縄県）

※本研究は、科学研究費補助金「行政におけるデータの取扱いに関する法的規制の比較研究」（研究課題 26380153）及び「ソーシャルメディアにおける死者のデータとプライバシーの再検討」（研究課題 16K00468）の研究成果の一部である。

参考文献

- [1] 新保史生, 夏井高人. 個人情報保護条例と自治体の責務. 株式会社ぎょうせい, 2007, p 110-116.
- [2] 板倉陽一郎, 寺田麻祐. 平成 27 年個人情報保護法改正および平成 28 年行政機関個人情報保護法等改正を踏まえた地方公共団体の責務についての考察. 情報処理学会研究報告, 2016, Vol. 2016-EIP-72, No. 17.
- [3] 湯浅壘道. 個人情報保護法改正の課題—地方公共団体の個人情報保護の問題点を中心に—. 情報セキュリティ総合科学, 2014, 第 6 号, p. 53-92.
- [4] 鈴木正朝. インターネット, スマートフォンをめぐる個人情報保護制度の動向と課題. 日本データ通信, 2012, 187 号, p. 15.
- [5] 鈴木正朝. クラウドコンピューティングと適用法. 岡村久道編 クラウドコンピューティングの法律. 民事法研究会, 2012, p.117-118.
- [6] 第 190 回国会衆議院総務委員会会議録第 14 号 (平 28. 4. 19)
- [7] 湯浅壘道. 福岡県内の市町村における個人情報の保護に関する条例の現状と課題. 九州国際大学法学論集, 2007. p. 131-180.
- [8] 伊藤新, 上原哲太郎. 都道府県および政令指定都市の個人情報保護条例の比較. 電子情報通信学会技術研究報告, 2014, 114 巻 116 号, p. 213-220.
- [9] “内閣官房マイナンバー社会保障・税番号制度, 地方公共団体向け FAQ コーナー, 条例に関する質問”
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/faq/chihou4.html>, (参照 2016-08-10).
- [10] <http://www.city.osaka.lg.jp/somu/page/0000020352.html>, (参照 2016-08-10).
- [11] “横浜市個人情報の保護に関する条例の解釈運用の手引”
<http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/shiminjoho/kokai/jorei/ko-kebiki.pdf>(参照 2016-08-10).
- [12] <http://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000417554.pdf>, (参照 2016-08-10).
- [13] “個人情報保護条例の解釈及び運用基準 - 宮城県”
<http://www.pref.miyagi.jp/uploaded/attachment/353569.pdf> (参照 2016-08-10).
- [14] “栃木県個人情報保護条例解釈及び運用の基準”
<http://www.pref.tochigi.lg.jp/b05/pref/kojin/jyourei/documents/kojinkaisyaku.pdf> (参照 2016-08-10).
- [15] “新潟県個人情報保護条例解釈運用基準 (平成 17 年 6 月 24 日制定)”
http://www.pref.niigata.lg.jp/HTML_Simple/kojin-kaisyaku.0.pdf, (参照 2016-08-10).
- [16] “香川県個人情報保護条例解釈基準”
<http://www.pref.kagawa.lg.jp/johoshitsu/kojinjoho/kaisyakukizyun.shtml>, (参照 2016-08-10).
- [17] “新宿区個人情報保護条例の解釈・運用基準”
<https://www.city.shinjuku.lg.jp/content/000193449.pdf>, (参照 2016-08-10).
- [18] “静岡県個人情報保護条例解釈及び運用の基準”
<http://www.pref.shizuoka.jp/soumu/so-320/kojin/documents/kkaisyaku28.pdf>, (参照 2016-08-10).